

専門工事発注における業者選定について

1. 目的

『専門工事発注における業者選定について』は、四日市港管理組合建設工事発注標準に基づく建設工事の専門工事発注にあたって、統一的な運用を図るために定めるものとする。

2. 専門工事の業者選定

下記専門工事について、県下統一で業者選定をおこなうものとする。

- (1) 橋梁上部工工事（鋼橋、PC橋）
- (2) 舗装工事
- (3) 法面処理工事
- (4) 海洋土木工事
- (5) 交安（二種）工事（防護柵設置工事・標識設置工事、路面標示工事）
- (6) 塗装工事
- (7) 造園工事
- (8) 解体工事
- (9) 屋外運動施設工事
- (10) 推進工事

なお、当該要領の「総合点」及び「経営事項評価点数」は、四日市港管理組合建設工事発注標準による。

また、「管内」とは、四日市市、川越町内をいう。

3. 実施時期

この取扱いは、平成15年4月1日から実施する。

この取扱いは、平成16年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成18年6月1日から実施する。

※ ただし、(1)橋梁上部工工事については、平成18年6月14日から実施、(3)法面処理工事、(5)交安(二種)工事、(6)塗装工事については、平成18年6月22日から実施とする。

この取扱いは、平成19年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成19年11月1日から実施する。

この取扱いは、平成20年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成21年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成22年6月16日から実施する。

この取扱いは、平成23年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成24年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成26年6月1日から実施する。

この取扱いは、平成28年6月1日から実施する。

この取扱いは、令和元年6月1日から実施する。

この取扱いは、令和2年6月1日から実施する。

1. 橋梁上部工工事発注における業者選定について

種別	選定要件（平成24年6月1日施行）	
橋梁上部工工事	対象工事	橋梁上部工工事（鋼橋上部工）
	対象業者	①鋼橋上部工事登録者 ②鋼橋梁製作のための自社工場を有する者 上記2つの条件を満たす者
	経営事項 評価点数 と 地域要件 ・ 技術要件 等	<p>【経営事項評価点数（鋼橋上部工）】</p> <p>1. 予定価格2億円以上の工事</p> <p>①県内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する者 1,000点以上</p> <p>②上記以外の者 1,100点以上</p> <p>2. 予定価格2億円未満の工事</p> <p>①県内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する者 850点以上</p> <p>②上記以外の者 1,100点以上</p> <p>【技術要件・施工能力】</p> <p>当該年度又は過去15か年度に、単体若しくは共同企業体の構成員として、同種公共工事の元請け施工実績があること。</p> <p>なお、同種公共工事については、必要に応じて橋梁形式・架設方法・規模等について適宜設定する。</p>
	対象工事	橋梁上部工工事（PC橋上部工）
	対象業者	プレストレストコンクリート工事登録者
経営事項 評価点数 と 地域要件 ・ 技術要件 等	<p>【経営事項評価点数（PC橋上部工）】</p> <p>1,100点以上</p> <p>【技術要件・施工能力】</p> <p>当該年度又は過去15か年度に、単体若しくは共同企業体の構成員として、同種公共工事の元請け施工実績があること。</p> <p>なお、同種公共工事については、必要に応じて橋梁形式・架設方法・規模等について適宜設定する。</p>	

2. 舗装工事発注における業者選定

種 別	選定要件（平成24年6月1日施行）		
舗 装 工 事	対象工事	舗装工事（対象業者：舗装工事登録者）	
	発注方法	直接工事費が500万円以上の舗装工事は、工程や施工条件等を勘案して困難なものを除き分離発注を原則とする	
	発注区分	1. 予定価格2億円以上の工事 発注に際しては入札・契約制度検討委員会において検討する	総合点 830点以上
		2. 予定価格7千万円以上2億円未満の工事 ①管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有するAランクの者 ②管外Aランクの者（下記注参照） 注）県内に建設業法に基づく主たる営業所を置く業者で、県内にAsプラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制のある管外業者で、当該年度又は過去15か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を単体若しくは共同企業体の構成員として有する県内Aランクの者。	総合点 950点以上
	と	③準県内Aランクの者（下記注参照） 注）県内に建設業法に基づく営業所を置く業者で、県内にAsプラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制のある県外業者で、当該年度又は過去15か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を単体若しくは共同企業体の構成員として有する県外Aランクの者。	総合点 1,100点以上
		3. 予定価格2千万円以上7千万円未満の工事 ①管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有するAランクの者 ②準管内Aランクの者（下記注参照） 注）管内に建設業法に基づく営業所を置く業者で、県内にAsプラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制のある県内業者で、当該年度又は過去15か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を単体若しくは共同企業体の構成員として有する県内Aランクの者。なお、応募する業者数の予想に応じて、地域性・施工体制等を考慮した参加条件を設定することができる。	総合点 830点以上 950点以上
	地域要件	③準県内Aランクの者（下記注参照） 注）管内に建設業法に基づく営業所を置く業者で、県内にAsプラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制のある県外業者で、当該年度又は過去15か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を単体若しくは共同企業体の構成員として有する県外Aランクの者。なお、応募する業者数の予想に応じて、地域性・施工体制等を考慮した参加条件を設定することができる。	総合点 1,100点以上
		4. 予定価格5百万円以上2千万円未満の工事 ①管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有するA・Bランクの者 ②準管内A・Bランクの者（下記注参照） 注）管内に建設業法に基づく営業所を置く業者で、県内にAsプラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制のある県内業者で、当該年度又は過去15か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を単体若しくは共同企業体の構成員として有する管外A・Bランクの者。（下記注2参照）	総合点 830点以上 950点以上
	等	5. 予定価格5百万円未満の工事 ①管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有するBランクの者 ②準管内Bランクの者（下記注参照） 注）管内に建設業法に基づく営業所を置く業者で、県内にAsプラント又は県内に施工機械等を保有し施工体制のある県内業者で、当該年度又は過去15か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を単体若しくは共同企業体の構成員として有する管外Bランクの者。なお、応募する業者数の予想に応じて、地域性・施工体制等を考慮した参加条件を設定することができる。	総合点 830点以上 950点以上

注1 営業所の定義、及び施工能力の確認方法については次ページ参照のこと。

注2 なお、参加可能業者数に応じて、地域性・施工体制等を考慮した参加条件及び準県内業者の参加を設定することができる。

●舗装工事発注に係る参加資格条件としての営業所の定義

- (1) 県内業者にあつては、建設業法に基づく営業所で、三重県税（法人県民税・法人事業税）の納税申告書（課税標準の分割に関する明細書）を提出、若しくは法人市町民税等を納入しているもの。
- (2) 県外業者にあつては、県内に設置された建設業法に基づく営業所で、三重県税（法人県民税・法人事業税）の納税申告書（課税標準の分割に関する明細書）を提出、若しくは法人市町民税等を納入しているもの。

●施工能力の確認（1年1回以上、認定基準日時点の保有並びに県内の所属等を確認）

- (1) As プラントは、①自社所有にあつては『ばい煙発生施設設置届出書』による確認、②前記届出業者と共同運営（出資者数は5者を上限とする）にあつては『当該協定書若しくは契約書』を確認。
- (2) 施工機械は、モーターグレーダー、アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー、タイヤローラーを所有又は3年以上リース契約（車検証、リース契約書、特定自主検査記録表、対人対物保険証等で確認）しており、保守・管理し常時使用可能な状態にあることを確認。
- (3) 施工体制は、常勤の技能職員（下記により確認）、及び現場管理に必要な機器類（下記設備を写真等で確認）を有していることを確認。
 - ①県内業者で本店に係る常勤の技能職員の確認は、ランク付要件確認時をもって行う。
 - ②県外・県内業者で支店・営業所に係る常勤の技能職員の確認は、1級若しくは2級建設機械施工技士（健康保険証による在籍確認と資格証確認）が1名以上とする。
 - ③現場管理に必要な設備は、はかり（秤量5kg以上感量0.5g以下のもの、試料全質量の0.1%以上の精度のもの）、乾燥機（排気口のあるもので、105±5℃に保全できるもの）、ふるい（JIS Z8801 標準ふるい）、プロフィールメーター（3mプロフィールメーター）とし、写真提出で確認する。

注) 上記施工能力の確認を要する者は、経営企画部入札主管課に確認出来る資料を提出し、事前若しくは事後（契約締結前まで）に承認を得るものとする。

3. 法面処理工事発注における業者選定

種 別	選定要件(平成24年6月1日施行)	
法面処理工事1 (モルタル・厚層基材吹付工、法枠工等)	対象工事	応力解析を伴わない法面処理工事(モルタル・厚層基材吹付工、法枠工等)
	対象業者	とび・土工・コンクリート工事登録業者で、下記の経営事項評価点数(法面処理工)及び技術要件、施工能力を有する者
	発注方法	直接工事費が500万円以上の法面処理工事は、工程や施工条件等を勘案して困難なものを除き分離発注を原則とする。
	経営 事項 評価 点数 と 地域 要件 ・ 技術 要件 等	<p>1. 予定価格3千万円以上の工事 【経営事項評価点数(法面処理工)】</p> <p>①管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する者 740点以上 ②県内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する者 740点以上 ③県外業者で県内に建設業法に基づく営業所を有する者 1,000点以上</p> <p>【技術要件・施工能力】</p> <p>①一級技術者3名以上(注1) ②当該年度又は過去15か年度に単体もしくは共同企業体の構成員として、同種公共工事(法面処理工事1又は2に該当する工事を指す)の元請け施工実績があること。(規模等は適宜設定) ③当該年度又は過去15か年度に公共工事で、同種(上記対象工事)の主任(監理)技術者の実績を有する者を主任(監理)技術者として配置できること。(注2) 上記3要件を満たすこと。</p> <p>2. 予定価格3千万円未満の工事 【経営事項評価点数(法面処理工)】</p> <p>①管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する者 600点以上 ②県内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する者 740点以上 ③県外業者で県内に建設業法に基づく営業所を有する者 1,000点以上</p> <p>【技術要件・施工能力】</p> <p>①当該年度又は過去15か年度に単体もしくは共同企業体の構成員として、同種公共工事(法面処理工事1又は2に該当する工事を指す)の元請け施工実績があること。(規模等は適宜設定) 上記要件を満たすこと。</p>
	対象工事	応力解析を伴う法面処理工事(アンカー・ロックボルト付法枠工等)
対象業者	とび・土工・コンクリート工事登録業者で、下記の経営事項評価点数(法面処理工)及び技術要件、施工能力を有する者	
発注方法	直接工事費が500万円以上の法面処理工事は、工程や施工条件等を勘案して困難なものを除き分離発注を原則とする。	
法面処理工事2 (アンカー・ロックボルト付法枠工等)	経営 事項 評価 点数 と 地域 要件 ・ 技術 要件 等	<p>1. 予定価格3千万円以上の工事 【経営事項評価点数(法面処理工)】</p> <p>①管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する者 740点以上 ②県内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する者 740点以上 ③県外業者で県内に建設業法に基づく営業所を有する者 1,000点以上</p> <p>【技術要件・施工能力】</p> <p>①一級技術者3名以上(注1) ②当該年度又は過去15か年度に単体もしくは共同企業体の構成員として、同種公共工事(法面処理工事2に該当する工事を指す)の元請け施工実績があること。(規模等は適宜設定) ③応力解析を伴う法面処理工事に必要な施工能力を有し、当該年度又は過去15か年度の公共工事で、同種(上記対象工事)の主任(監理)技術者の実績を有する者を主任(監理)技術者として配置できること。(注2、3) 上記3要件を満たすこと。</p> <p>2. 予定価格3千万円未満の工事 【経営事項評価点数(法面処理工)】</p> <p>①管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する者 600点以上 ②県内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する者 740点以上 ③県外業者で県内に建設業法に基づく営業所を有する者 1,000点以上</p> <p>【技術要件・施工能力】</p> <p>①当該年度又は過去15か年度に単体もしくは共同企業体の構成員として、同種公共工事(法面処理工事2に該当する工事を指す)の元請け施工実績があること。(規模等は適宜設定) ②応力解析を伴う法面処理工事に必要な施工能力を有し、当該年度又は過去15か年度の公共工事で、同種(上記対象工事)の主任(監理)技術の実績を有する者を主任(監理)技術者として配置できること。(注2、3) 上記2要件を満たすこと。</p>
	対象工事	応力解析を伴う法面処理工事(アンカー・ロックボルト付法枠工等)
	対象業者	とび・土工・コンクリート工事登録業者で、下記の経営事項評価点数(法面処理工)及び技術要件、施工能力を有する者
	発注方法	直接工事費が500万円以上の法面処理工事は、工程や施工条件等を勘案して困難なものを除き分離発注を原則とする。
	経営 事項 評価 点数 と 地域 要件 ・ 技術 要件 等	<p>1. 予定価格3千万円以上の工事 【経営事項評価点数(法面処理工)】</p> <p>①管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する者 740点以上 ②県内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する者 740点以上 ③県外業者で県内に建設業法に基づく営業所を有する者 1,000点以上</p> <p>【技術要件・施工能力】</p> <p>①一級技術者3名以上(注1) ②当該年度又は過去15か年度に単体もしくは共同企業体の構成員として、同種公共工事(法面処理工事2に該当する工事を指す)の元請け施工実績があること。(規模等は適宜設定) ③当該年度又は過去15か年度に公共工事で、同種(上記対象工事)の主任(監理)技術者の実績を有する者を主任(監理)技術者として配置できること。(注2、3) 上記3要件を満たすこと。</p> <p>2. 予定価格3千万円未満の工事 【経営事項評価点数(法面処理工)】</p> <p>①管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する者 600点以上 ②県内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する者 740点以上 ③県外業者で県内に建設業法に基づく営業所を有する者 1,000点以上</p> <p>【技術要件・施工能力】</p> <p>①当該年度又は過去15か年度に単体もしくは共同企業体の構成員として、同種公共工事(法面処理工事2に該当する工事を指す)の元請け施工実績があること。(規模等は適宜設定) ②応力解析を伴う法面処理工事に必要な施工能力を有し、当該年度又は過去15か年度の公共工事で、同種(上記対象工事)の主任(監理)技術の実績を有する者を主任(監理)技術者として配置できること。(注2、3) 上記2要件を満たすこと。</p>

2020.06.01

- 注1) 一級技術者とは、工事を請負う企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、建設業法の「とび・土工・コンクリート工事業」で必要とする監理技術者となり得る国家資格の有資格者。(ただし、経営事項審査の「とび・土工・コンクリート工」の一級技術職員数が3名に満たない場合であっても、一級技術者が3名以上確認できればよいものとする。)
- 注2) 平成16年4月1日以降発注の公共工事において、その工事の主任技術者としての資格を有し、かつ、全工事期間中、工事に従事した現場代理としての配置実績を有する者も可とする。
- 注3) 『応力解析を伴う法面処理工事に必要な施工能力』とは、当面の間は同種工事の主任(監理)技術者の現場配置とするが、将来的には『法面施工管理技士』『アンカー施工管理技士』の資格を有する者の現場配置を要するものとする。
- 注4) 法面処理工事の専門性を鑑み、落札方式や参加可能業者数に応じて、施工実績や地域要件等の入札参加条件を適切に設定すること。

4. 海洋土木工事に係る同種工事の施工実績について

1 海洋土木工事について

海洋土木工事とは、作業船（起重機船、潜水土船、浚渫船等）を使用して、構造物の築造、据え付け、浚渫等海上作業を行う工種を含む工事を言い、陸上における消波ブロック等の製作や陸上機械による据え付け等、陸上作業のみの工事は除く。

2 施工実績について

（1）工種を特定して、元請としての施工実績を求めるもの。

- 1) 浚渫工事（ポンプ）
- 2) 地盤改良（サンドコンパクションパイル、深層混合処理等）
- 3) ケーソン
- 4) 係留施設（水深4.5m以上）

*その他、工種を特定する必要があると思われるものについては別途検討する。

（2）工種を特定せず、元請としての施工実績を求めるもの。

（1）に記載した以外の工種

なお、この場合の施工実績の記載方法としては、

「本件工事と同種工事（水域施設、外郭施設、係留施設、海岸保全施設、漁場整備）の海上作業（作業船（起重機船、潜水土船、浚渫船等）を使用して、構造物の築造、据え付け、浚渫等海上作業を行う工種を含む工事を言い、陸上における消波ブロック等の製作や陸上機械による据え付け等、陸上作業のみの工事は除く）による施工実績を有する者」とする。

5-1. 交安（二種）工事（防護柵設置工事・標識設置工事）

の業者選定について

参加資格要件等

1) 発注業種

四日市港管理組合建設工事等入札参加資格者名簿で業種『とび・土工・コンクリート工事』の登録業者であること。

2) 地域要件

発注機関において、適正な競争性を確保できることに留意し、本店、支店または営業所の所在地の範囲等を設定することとする。

3) 同種工事の施工実績

施工実績は元請けであることとする。

同種工事とは、県内発注の公共工事で、とび・土工・コンクリート工事で発注された防護柵設置工事・標識工設置工事（発注案件でいずれか選択）。

必要に応じ、請負金額等の規模を設定することとする。

上記のほか、それぞれの発注案件における適切な業者選定のための参加資格要件設定に努めることとする。

5-2. 交安(二種)工事（路面標示工事）の業者選定について

参加資格要件等

1) 発注業種

四日市港管理組合建設工事等入札参加資格者名簿で業種『塗装工事』の登録業者であること。

2) 地域要件

発注機関において、適正な競争性を確保できることに留意し、本店、支店または営業所の所在地の範囲等を設定することとする。

3) 同種工事の施工実績

施工実績は元請けであることとする。

同種工事とは県内発注の公共工事で、塗装工事で発注された路面標示工事とする。

発注案件の規模により、施工実績の請負金額等の規模を設定することとする。

4) 路面標示施工技能士の配置要件

路面標示施工技能士の現場配置を条件とする。

上記のほか、それぞれの発注案件における適切な業者選定のための参加資格要件設定に努めることとする。

6. 塗装工事の業者選定について

参加資格要件等

1) 発注業種

四日市港管理組合建設工事等入札参加資格者名簿で業種『塗装工事』の登録業者であり、四日市港管理組合建設工事発注標準の（４）で定める審査基準日における経営事項審査の塗装工事の完成工事高が、完成工事高合計の50%以上あること。

2) 地域要件

発注機関において、適正な競争性を確保できることに留意し、本店、支店または営業所の所在地の範囲等を設定することとする。

3) 同種工事の施工実績

施工実績は元請けであることとする。

同種工事とは県内発注の公共工事で、塗装工事で発注された塗装工事とする。ただし、路面標示工事は除く。

発注案件の規模により、施工実績の請負金額等の規模を設定することとする。

上記のほか、それぞれの発注案件における適切な業者選定のための参加資格要件設定に努めることとする。

7. 造園工事の業者選定について

参加資格要件等

1) 発注業種

四日市港管理組合建設工事等入札参加資格者名簿で業種『造園工事』の登録業者であり、四日市港管理組合建設工事発注標準の（４）で定める審査基準日における経営事項審査の造園工事の完成工事高が、完成工事高合計の50%以上あること。

予定価格による参加資格要件は、発注方法の取扱によることとする。

2) 地域要件

発注機関において、適正な競争性を確保できることに留意し、本店、支店または営業所の所在地の範囲等を設定することとする。

3) 同種工事の施工実績

施工実績は元請けであることとする。

同種工事とは県内発注の公共工事で、造園工事で発注された工事とする。

発注案件の規模により、施工実績の請負金額等の規模を設定することとする。

上記のほか、それぞれの発注案件における適切な業者選定のための参加資格要件設定に努めることとする。

8. 解体工事の業者選定について

1. 参加資格要件等

1) 発注業種

四日市港管理組合建設工事等入札参加資格者名簿で業種『解体工事』の登録業者であること。

2) 地域要件

① 予定価格 5 千万円以上 2 億円未満

県内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する者

② 予定価格 5 千万円未満

県内の指定する地域に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する者

3) 参加資格要件

同種工事・工事成績・配置予定技術者 等

上記のほか、それぞれの発注案件における適切な業者選定のための参加資格要件設定に努めることとする。

2. その他

2 億円以上の工事に際しては入札・契約制度検討委員会において検討する。

9. 屋外運動施設工事の業者選定について

1. 参加資格要件等

1) 発注業種

①屋外運動施設の舗装工事については、四日市港管理組合建設工事等入札参加資格者名簿で業種『舗装工事』の登録業者であること。

②防球ネット・防矢ネット等の工事については、四日市港管理組合建設工事等入札参加資格者名簿で『とび・土工・コンクリート工事』の登録業者であること。

2) 地域要件

① 予定価格 5 百万円以上 2 億円未満

県内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する者又は準県内業者であること。

② 予定価格 5 百万円未満

県内の指定する地域に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有する者

※準県内業者

県内に建設業法に基づく営業所等を置く県外業者で、当該年度又は過去 1 5 か年度に県内の公共工事に係る同種工事の実績を有するもの。

3) 参加資格要件

同種工事・公共工事・工事成績・配置予定技術者 等

上記のほか、それぞれの発注案件における適切な業者選定のための参加資格要件設定に努めることとする。

2. その他

2億円以上の工事に際しては入札・契約制度検討委員会において検討する。

10. 推進工事の業者選定について

1 発注方法について

原則、1つの発進立坑からの工事を1ロットとし工事発注する。

2 施工実績について

下記の推進工法の種類又は現場条件の区分により、同種工事の元請としての施工実績を求めることとする。

(1) 小口径管推進工事のうち高耐荷力方式（泥水方式、泥土圧方式、若しくは泥濃式）推進工事の場合：

シールド工事（密閉型）、中大口径管推進工事（密閉型）、又は小口径管推進工事のうち高耐荷力方式（泥水方式、泥土圧方式、若しくは泥濃式）推進工事

(2) 中大口径管推進工事（密閉型）のうち、直線・曲線施工の場合：

シールド工事（密閉型）、中大口径管推進工事（密閉型）、又は小口径管推進工事のうち高耐荷力方式（泥水方式、泥土圧方式、若しくは泥濃式）推進工事

(3) 中大口径管推進工事のうち、急曲線（ $R \leq 100\phi$ ）施工区間が含まれる場合：

シールド工事（密閉型）又は中大口径管推進工事（密閉型）

(4) 上記工法に該当しない場合等、これらによりがたい場合：

入札・契約制度検討委員会において検討し、別途定める。